

## 別 紙

### 特定建築物兼任基準

兼任基準については次の(1)から(5)の基準による。いずれかの基準に適合していない場合、兼任は認められない。

#### (1)面積

- ① 学校用途外の特定建築物 2棟の延べ床面積の合計が、20,000 平方メートル未満ならば兼任を認めることができる。
- ② 学校用途の特定建築物の延べ床面積の合計が、概ね 50,000 平方メートル程度とする。管理上問題が無いと判断できるならばこの基準によらず兼任を認めることができる。

#### (2)用途

- ① 学校用途外の特定建築物 2棟については、原則同一用途とするが特定建築物の用途の多様化から、管理上支障がないと判断できるならば同一用途でなくとも兼任を認めることができる。
- ② 学校用途の特定建築物については、用途が同一であること。同一でない場合は兼任を認めない。

#### (3)管理権原者

- ① 学校用途外の特定建築物 2棟については、原則同一管理権原者とするが特定建築物の管理の多様化から、管理技術者が調整が可能ならば、管理権原者が同一でなくとも兼任を認めることができる。
- ② 学校用途の特定建築物については、原則同一管理権原者とするが特定建築物の管理の多様化から、管理技術者が調整が可能ならば、管理権原者が同一でなくとも兼任を認めることができる。

#### (4)距離

- ① 学校用途外の特定建築物 2棟については、香川県内の業務は認めることができる。(島は除く。)  
香川県外との兼任は原則認めないが、隣接保健所管内に

については、香川県の兼任基準に適合している場合について  
は兼任を認めることができる。

- ② 学校用途の特定建築物については、香川県内の兼任は認  
めることができる。(島は除く。)

香川県外との兼任は原則認めないが、隣接保健所管内に  
については、香川県の兼任基準に適合している場合について  
は認めることができる。

- ③ 学校用途外の特定建築物 2 棟について、香川県の同一島  
内での兼任は認めることができる。

- ④ 学校用の特定建築物について、香川県の同一島内での兼任  
は認めることができる。

※橋梁等で、四国とつながっている島は島として取り扱わない。

橋梁等で、島と島が繋がっている場合は、同一の島として取扱う。

#### (5)構造設備

- ① 学校用途外の特定建築物 2 棟については、兼任を認める  
場合、出来るだけ類似の施設がのぞましい。
- ② 学校用途の特定建築物については、兼任を認める場合、  
出来るだけ類似の施設がのぞましい。